

龍ヶ崎市告示第84号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、龍ヶ崎・牛久都市計画防火地域及び準防火地域を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年7月14日

龍ヶ崎市長 中山 一生



- 1 都市計画の種類  
防火地域及び準防火地域
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 中里地区
    - ア 準防火地域
      - (ア) 追加する部分  
龍ヶ崎市中里2丁目の一部
- 3 縦覧場所  
龍ヶ崎市役所 都市環境部 都市計画課

竜ヶ崎・牛久都市計画 防火地域及び準防火地域の変更（龍ヶ崎市決定）

都市計画 防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

（龍ヶ崎市）

種 類	面 積	備 考
準防火地域	約62.8 ha	約7.1 ha 増

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

【理由】

用途地域の変更に併せ、火災予防に十分配慮された施設の立地が望まれることから、都市防災機能の充実・強化のために準防火地域を指定する。

竜ヶ崎・牛久都市計画 防火地域及び準防火地域の変更(龍ヶ崎市決定)  
新旧対照表

都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

(龍ヶ崎市)

区分	種類	面積	備考
新	準防火地域	約 62.8ha	約 7.1ha 増
旧		約 55.7ha	

# 竜ヶ崎・牛久都市計画 防火及び準防火地域の変更【龍ヶ崎市決定】

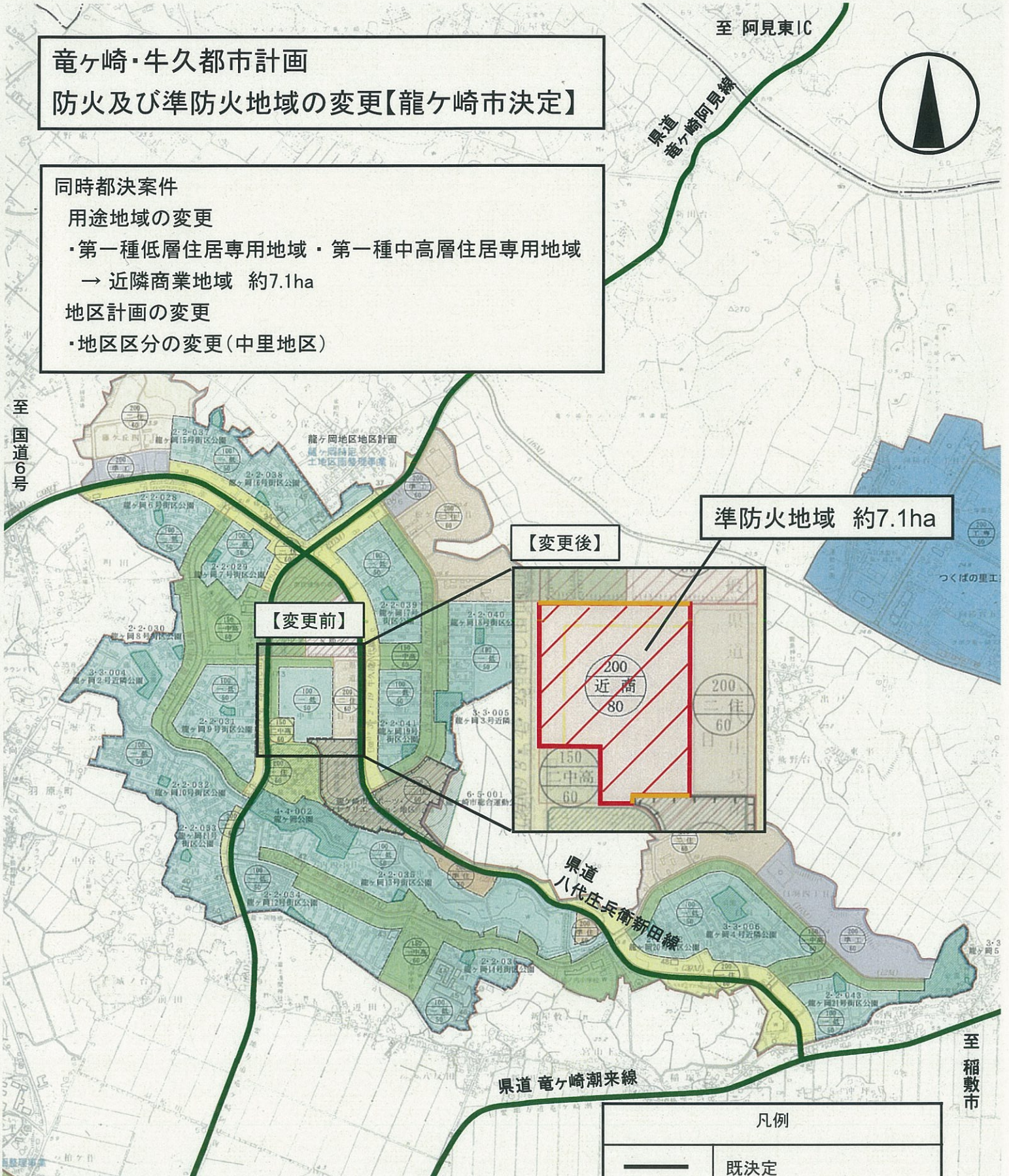
## 同時都決案件

### 用途地域の変更

- ・第一種低層住居専用地域・第一種中高層住居専用地域  
→ 近隣商業地域 約7.1ha

### 地区計画の変更

- ・地区区分の変更(中里地区)



準防火地域 約7.1ha

【変更後】

【変更前】

**【変更概要】**  
準防火地域 約55.7ha → 約62.8ha

凡例	
	既決定
	変更後(新たな用途界)
	変更前(用途界から除外)

**【変更理由】**  
用途地域を近隣商業地域に変更と併せて、都市防災機能の充実・強化のため、準防火地域を指定するものである。